

サービス利用の流れ①

① 相談する

宮津市の介護保険係、または地域包括支援センターで、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

- ・介護サービスが必要
- ・住宅改修が必要
- など



- ・生活に不安があるがどんなサービスを利用したらよいかわからない
- など



- ・介護予防に取り組みたい
- など



② 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護認定を受ける



宮津市の介護保険係に申請して、要介護認定を受けます。(下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。(基本チェックリスト→25ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。



認定

③ 体の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態が判定されます。

要介護度



非該当

生活機能の低下がみられる(事業対象者※)

自立した生活が送れる

※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。また、要介護認定は、事業対象者となったあとも申請できます。

④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。

介護サービス
を利用できます。



介護予防サービス
を利用できます。



介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

介護予防・生活支援
サービス事業
を利用できます。



一般介護予防事業
を利用できます。



サービス利用の流れ②へ(10ページから)

要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請の窓口は宮津市の介護保険係です。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。(更新申請も含まれます)

- ・地域包括支援センター
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設

申請に必要なもの

- ✓ 申請書、訪問調査に関する調書
宮津市の介護保険係にあります。
- ✓ 介護保険の保険証
40～64歳の方は健康保険の保険証も必要です。
- ✓ 主治医の意見書
本人の主治医に心身の状態についての意見書を作成してもらいます。
- ✓ 身分証明書等
申請者本人及び窓口に来庁される方の身分証明書が必要です。



② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

●訪問調査

宮津市の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取ります。

●一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

●二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健・医療・福祉の専門家が審査します。



支え合いの
地域づくり

介護保険制度の
しくみ

サービス利用の
手順

サービスの種類
と費用

地域支援事業
(総合事業)

高齢者の
生活支援事業

費用の支払い

介護保険料の
決まり方・納め方

介護予防の取組み
介護保険Q&A

事業所一覽
マップ